

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた、農業用ため池の取組について

- ◎ 近年、全国の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生！
- ◎ 令和4年秋以降、全国各地で約1,800万羽が殺処分！ ※R5.6月現在

★北海道でも令和4年度から令和5年度にかけ、4振興局(7箇所)で発生。
 ★令和4年度は約80万羽、令和5年度はこれまでに約120万羽が殺処分。

<令和5年度 殺処分状況(石狩振興局管内)>



- ◎ 農水省は、各都道府県の畜産部局と土地改良部局に対し、連携して感染拡大防止に取り組むよう指示！
- ◎ これにより各県では、渡り鳥が水場に飛来する習性を踏まえ、養鶏場周辺にため池がある場合の防疫対策を検討・実施！

★養鶏場の消毒や防鳥ネットの設置など、防疫対策の徹底。
 ★ため池の落水や周辺の消毒、野鳥の追払いに向けた取組の実施。

<愛媛県(愛媛新聞)>

～養鶏場周辺のため池に係る各県の取組事例～

鳥インフル対策
 ため池周辺を
 県が緊急消毒
 養鶏場付近の10カ所



<熊本県(反射テープ設置)>



<京都府(ため池の落水)>



<徳島県(周辺の除草・消毒)>

北海道の取組 ～道は感染拡大防止のため、次の取組を実施～

<全ての養鶏事業者及び全てのため池について>

- ◎ 養鶏事業者に対し、野鳥の侵入防止や農場の消毒などを徹底するよう指示。
- ◎ ため池管理者に対し、営農後のため池の落水を依頼。

<養鶏場に近いため池について> ※対象となるため池は、道が別途選定してお知らせします。

◎ 管理者等に対し、防疫対策の取組に関する打合せを個別に実施。

★ため池の管理者各位には、ご理解とご協力をお願い。